

デジタル庁デ社第334号
法務省民商第107号
令和7年6月30日

一般財団法人日本情報経済社会推進協会
会長 杉山 秀二 殿

デジタル庁統括官（デジタル社会共通機能担当） 楠 正憲
法 務 省 民 事 局 長 竹内 努

電子署名及び認証業務に関する法律に基づく指定調査機関の調査に関する
方針について（通知）

平成13年4月2日付け通知により制定した「電子署名及び認証業務に関する法律に基づく指定調査機関の調査に関する方針」については、別添のとおり取り扱うこととしますので、事務処理に遺漏のないようお取り計らい願います。

なお、別添第2の2. は、令和8年1月1日から施行することとし、その適用に当たっては、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則の一部を改正する命令（令和7年デジタル庁・法務省令第2号）附則第2項及び第3項に準じて取り扱うこととします。

電子署名及び認証業務に関する法律に基づく指定調査機関の調査に関する方針

第1 趣旨等

1. 趣旨

本方針は、電子署名及び認証業務に関する法律に基づく指定調査機関の調査方針を明確化することにより、特定認証業務の認定制度の円滑な運営に資するためのものである。

2. 用語

本方針中、「法」とあるのは「電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）」を、「規則」とあるのは「電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）」を、「指針」とあるのは「電子署名及び認証業務に関する法律に基づく特定認証業務の認定に係る指針（平成13年総務省・法務省・経済産業省告示第2号）」をいう。

第2 認証業務の用に供する設備関係

1. 総論

法第6条第1項第1号、規則第4条及び指針第4条から第7条までに規定する認証業務の用に供する設備の基準に適合するとは、審査の時点における技術水準等に鑑み、基準を満たす設備が設置されているのみならず、特定認証業務を適正、円滑かつ安全に行うことができる水準であり、かつ、その実現のため合目的的に措置されているものであることをいう。

2. 暗号装置関係

(1) 規則第4条第4号に規定する「発行者署名符号の漏えいを防止するために必要な機能を有する専用の電子計算機」（以下「暗号装置」という。）とは、日本産業規格X19790若しくはX19790（2015）又は国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格（以下「国際規格」という。）19790若しくは19790（2012）のいずれかに適合するものをいう。なお、この適合性の確認については、日本産業規格X24759若しくはX24759（2017）又は国際規格24759若しくは24759（2014）のいずれかに適合する方法によるものとする。

- (2) 上記(1)にかかわらず、暗号装置が(1)に定める要件を満たすものに相当する機能を有すると認められる場合には、これに代えることができる。

第3 認証業務の利用者の真偽の確認方法関係

1. 総論

認定認証事業者は、規則第5条に規定する利用者の真偽の確認の方法のうち、自己の業務において採用する方法及びその方法において使用する利用者の真偽の確認のための資料の種類をあらかじめ特定することができるものとする。

2. 利用者の真偽の確認の手続

- (1) 利用者の真偽を確認するに当たっては、利用者の真偽を確認するための資料が記載内容、形式、有効期限等において真正であることを確認するものとする。
- (2) 代理人による利用申込みの場合において提出を求める委任状とは、利用者が代理人に対し委任する利用申込みの内容が明確に記されているものをいう。
- (3) 利用者の真偽の確認と利用者からの利用者署名検証符号の受領とを同時に行わない場合においては、利用者署名検証符号の提出者と真偽の確認を行った利用者が一致することを、利用者識別符号(真偽の確認をした利用者以外には知り得ない情報)を当該利用者に渡す方法などにより確認を行うものとする。
- (4) 電子証明書の更新時における利用者の真偽の確認を規則第5条第2項の規定により行う場合においては、利用の申込みに係る情報に講じられた利用者の電子署名を検証し、当該電子署名に係る電子証明書について失効に関する情報が記録されていないことを確認するものとする。
- (5) 利用者の真偽の確認を行うに当たって疑義が生じた場合においては、あらかじめ文書等をもって定められた手続に従って、利用者の真偽の確認の手続を行うものとする。

第4 認証業務の実施の方法（利用者の真偽の確認方法を除く。）関係

1. 総論

法第6条第1項第3号、規則第6条及び指針第8条から第14条までに規定する認証業務の実施の方法に関する基準に適合するとは、審査の時点における技術水準等に鑑み、特定認証業務を適正、円滑かつ安全に行うことができる水準で基準の要件を満たしていることをいい、基準を満たす方法により業務を実施すべきことが認証業務の手順等を定めた文書等において明確に定められており、かつ、その内容が全ての就業者に役割に応じて理解され、実施され、かつ、維持されていることをいう。

2. 認定認証事業者による利用者署名符号及び利用者識別符号の生成等

(1) 規則第6条第3号に規定する「利用者署名符号を認証事業者が作成する場合」においては、次の措置を含むものとする。

ア 利用者署名符号の生成は、認証設備室内又は同等の安全性が確保できる環境において複数人で行われること。

イ 当該利用者署名符号の転送や出力等の取扱いは、生成時と同等の安全性が確保された環境で行われること。

ウ 当該利用者署名符号を利用者に交付又は送付したときは、利用者から受領書又はこれに準ずるものを受領すること。

(2) 規則第6条第3号の2に規定する「利用者署名符号を利用者が作成する場合において、当該利用者署名符号に対応する利用者署名検証符号を認証事業者が電気通信回線を通じて受信する方法によるとき」について、同号ロに定めるものにおいては、次の措置を含むものとする。

ア 当該利用者の識別に用いる利用者識別符号は、安全な擬似乱数生成アルゴリズムを用いて生成するものとし、認証設備室又は同等の安全性が確保できる環境において、複数人で行われること。

イ 利用者へ電子証明書を発行する際には、利用者識別符号の受領の確認が行われていること。

ウ 利用者識別符号は、認証設備室又は同等の安全性が確保できる環境に暗号化等の措置を講じて保管すること。

エ 利用者が利用者識別符号を送信する際には、当該符号を受信する電子計算機の誤認並びに通信内容の盗聴及び改変を防止する措置が行われていること。

オ 利用者の識別に用いた利用者識別符号がそれ以降の識別処理に用いられないような措置を直ちに講ずること。

3. 利用者署名符号の保有の確認

規則第6条第5号ニに規定する「利用者署名検証符号」は、利用者署名符号によって行われた電子署名を当該利用者署名検証符号を用いて検証する等の方法により、利用者が当該利用者署名検証符号に対応する利用者署名符号を保有していることを確認するものとする。

4. 利用者に係る属性等の証明

電子証明書に記録された利用者の役職等についての証明が法による認定の対象外である旨を記録した情報の参照先を当該電子証明書に記載することは、規則第6条第8号に規定する「利用者の役職名その他の利用者の属性（利用者の氏名、住所及び生年月日を除く。）についての証明を認定認証業務に係るものであると誤認することを防止するための適切な措置」に該当するものとする。

5. 発行者署名検証符号等の情報の提供の方法

規則第6条第9号に規定する「発行者署名検証符号その他必要な情報を容易に入手することができるようにする」ための措置には、電子証明書に発行者署名検証符号その他必要な情報の参照先を記録することが含まれるものとする。なお、当該発行者署名検証符号その他必要な情報について、改ざん防止措置が施される場合に限り、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術（官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）第2条第4項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術をいう。以下同じ。）を活用した情報システムを利用して記録することが含まれるものとする。

6. 電子証明書の失効に関する手続

- (1) 認証事業者は、電子証明書の失効の手続を行ったときは、遅滞なく規則第6条第11号の措置を講ずるものとする。
- (2) 規則第6条第11号に規定する「失効に関する情報を容易に確認することができるようにする」ための措置とは、失効の記録がされた電子証明書を記録した電子証明書失効リストの開示、オンラインによる電子証明書状態確認プロトコルによる電子証明書の状態（失効に関する記録等が記録されているか否か）についての情報の提供その他これらと同等の機能を有すると認められる措置をいう。なお、当該失効に関する情報について、改ざん防止措置が施される場合に限り、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術を活用した情報システムを利用するものが含まれるものとする。

7. 利用者の真偽の確認のために用いられた書類等の開示

規則第6条第14号の規定により利用者の真偽の確認のために用いられた書類等を開示する場合においては、開示の請求をした者が請求に係る書類に基づいて発行された電子証明書の名義人であることを確認するものとする。

8. 業務の手順等に係る規程関係

- (1) 規則第6条第15号ニに規定する「業務の監査に関する事項」とは、認証業務が、規則第6条第13号に規定する規程及び規則第6条第15号イに規定する業務の手順等に基づき、適正に運営されていることを確認するための監査に係る基準をいい、当該監査の結果及びセキュリティ対策技術の最新の動向を踏まえ、設備及び規程等の見直しが適切に行われることとされているものをいう。
- (2) 規則第6条第15号ヘに規定する「利用者の真偽の確認に際して知り得た情報の目的外使用の禁止のために必要な措置」とは、以下のものをいう。
 - ア 個人情報の取扱い及び保護に関する規定が明確に定められていること。
 - イ 当該情報の取扱いの方法、電子証明書への記載範囲について利用者の承認を受けること。
- (3) 規則第6条第15号トに規定する「危機管理に関する事項」においては、

発行者署名符号の危殆化又は災害等による障害の発生に対する対応策及び回復手順として以下に掲げる事項を含むものとする。

ア 発行者署名符号が危殆化し、又は危殆化したおそれがある場合には、直ちに発行した全ての電子証明書について失効の手続を行うこと。

イ 発行者署名符号の危殆化又は災害等による障害の発生的事实を利用者に通知し、かつ、署名検証者に開示すること及びその方法

ウ 発行者署名符号が危殆化し、又は危殆化したおそれがある場合及び災害又は認証業務用設備の故障等により署名検証者に対する電子証明書の失効に係る情報の提供が規則第6条第13号に規定する認証業務の実施に関する規程に定める時間を超えて停止し、かつ、署名検証者に対しその停止の事实の開示が行われなかった場合においては、直ちに、当該障害の内容、発生日時、措置状況等確認されている事項を主務大臣に通報すること。

9. 認定認証業務を特定するための措置

指針第10条第2号に規定する「発行者署名検証符号に係る電子証明書の値をSHA-256、SHA-384又はSHA-512のうちいずれか一以上で変換した値によって認定認証業務を特定すること」とは、認定認証業務で用いられる発行者署名符号に対応する発行者署名検証符号を記録した電子証明書の値についてハッシュ関数SHA-256、SHA-384又はSHA-512のうちいずれか一以上で変換することにより得られる値を用いて、利用者その他の者が認定認証業務を特定できるような措置をいい、かつ、改ざん防止措置が施されて公開されることが含まれるものとする。

第5 認証業務の実施に関する規程関係

- (1) 規則第6条第13号に規定する「認証業務の実施に関する規程」には、指針第12条に掲げる事項のほか、電子証明書の様式、その記録に係る基準、記録に用いる言語並びに記録する事項に係る項目及びその内容を規定するものとする。
- (2) 規則第6条第13号に規定する「利用者その他の者が当該規程を容易に閲覧することができるようにする」ための措置には、当該規程に係る電磁的記録について、改ざん防止措置が施される場合に限り、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術を活用した情報システムを利用するものが含まれるものとする。
- (3) 指針第12条第1項第5号に規定する「電子証明書の失効の請求に関する事項」には、電子証明書の失効事由（認証事業者の行為に起因するものを含む。）、失効の請求の方式、失効の請求書又は請求情報に記載又は記録すべき事項、請求者の真偽の確認の方法、失効に関する情報の記録の手続、失効に関する業務の処理のサイクル等が含まれるものとする。

- (4) 指針第12条第1項第6号に規定する「電子証明書の失効に関する情報の確認の方法及び確認することができる期間に関する事項」には、公開される失効に係る情報の内容、公開の方法及びその更新の周期、失効に係る電子証明書の利用者への通知の方法、有効期間の経過後に署名検証者から電子証明書の失効に関する情報について照会を受けた場合の対応方法等が含まれるものとする。
- (5) 指針第12条第1項第7号に規定する「認証業務に係るセキュリティに関する事項（利用者に係る個人情報の取扱いに関する事項を含む。）」には、当該認証業務が採用しているセキュリティ基準、技術標準等に関する事項が含まれるものとする。

第6 帳簿等の保存関係

1. 総論

- (1) 規則第12条第1項各号に掲げる帳簿書類中、利用の申込書又は電子証明書の失効の請求書その他の利用者等から提出される書類又は送信される情報については、その受領の日付及び受領をした者の識別に関する情報（利用者等から送信される情報を電子計算機により自動的に受領する場合においては、その旨）を関連付けて記録するものとする。なお、当該情報を電子計算機により自動的に受領する場合においては、当該情報に講じられた利用者の電子署名の真正性の検証、電子証明書の記載内容及び形式等と共に、利用者等が入力した申請情報と電子証明書の記載内容の一致について確認を行うものとし、規則第6条第13号の規程にその旨を具体的に定めるものとする。
- (2) 規則第12条第1項各号中、電子証明書の作成に関する記録その他の認証業務の実施に関する記録については、当該実施の日付並びに当該業務を実施した者及び当該業務について責任を有する者の識別に関する情報（利用の申込みに対する諾否の決定を電子計算機により自動的に実施する場合においては、その旨）を関連付けることにより行うものとする。なお、利用の申込みに対する諾否の決定を電子計算機により自動的に実施する場合において、利用者の真偽の確認を行った結果、真正であることが確認されたときには、必ず応諾を決定するほか、電子証明書が適切に作成されるよう、システムの定期的な確認、障害が発生した場合における適切な対応等を行うものとし、規則第6条第13号の規程にその旨を定めるものとする。

2. 認証業務の利用の申込みに関する帳簿書類

- (1) 規則第12条第1項第1号チに規定する「発行者署名符号の作成及び管理に関する記録」とは、上記1.(2)の実施の日付並びに当該業務を実施した者及び当該業務について責任を有する者の識別に関する情報のほか、主務大臣又は法第17条第1項の指定を受けた者が認定の更新時において、発行者署

名符号の作成及び管理が法、規則及び指針に従って行われていることを調査するために必要となる記録であって、以下に関するものをいう。

ア 発行者署名符号の使用範囲の規定

イ 発行者署名符号の生成、保存

ウ 発行者署名符号の使用を可能とし、又は不能とする認証業務用設備の設定の変更

エ 発行者署名符号のバックアップ

オ 発行者署名符号の復元

カ 発行者署名符号の廃棄

(2) 規則第12条第1項第1号りに規定する「利用者からの受領書」とは、利用の申込書等で確認できる自筆署名又は押印、あるいは電子署名が付されたものをいう。

3. 電子証明書の失効に関する帳簿書類

規則第12条第1項第2号イに規定する「失効に関する判断に関する記録」とは、電子証明書の失効の請求者の真偽の確認に使用した資料を含むものをいう。

4. 認証事業者の組織管理に関する帳簿書類関係

(1) 規則第12条第1項第3号ハの記録とは、認証業務に従事する要員に関する組織図又は体制図を含むものをいう。

(2) 規則第12条第1項第3号ホに関する記録とは、監査実施記録（不定期に実施される監査を含む。）、監査報告書（定期的に実施される監査に関するもの）及び監査結果に基づく是正処置報告書をいう。

5. 設備及び安全対策措置に関する帳簿書類関係

(1) 規則第12条第1項第4号イの記録とは、入退室の日時及び場所、入退室者の識別に関する情報並びに入退室に係る装置の操作の記録及び警報に関する記録を含むものをいう。

(2) 規則第12条第1項第4号ロの記録とは、ファイアウォール及び侵入検知システムの履歴のうち、異常な状態を示す記録（異常発生の日時、送信元電子計算機のIPアドレス、宛先電子計算機のIPアドレス、使用した通信プロトコル等）を含むものをいう。

(3) 規則第12条第1項第4号ハの記録とは、認証業務用設備の動作に関する記録のうち、通常の業務に係る操作以外の操作に関する記録及び障害に関するものをいう。

(4) 規則第12条第1項第4号ニの記録とは、許諾の態様ごとに作成された許諾に係る規定に基づく権限管理の実施の記録を含むものをいう。

(5) 規則第12条第1項第4号ホの記録とは、設備の保守に関する記録及びシ

システムの変更に関する履歴を含むものをいう。

- (6) 規則第12条第1項第4号への記録とは、認証設備室への不正な侵入、認証設備の停止若しくは不正な操作及び認証設備室の入退室管理装置の停止若しくは不正な操作に関する記録（ファイアウォール及び侵入検知システムの履歴のうち、異常な状態を示す記録を除く。）、それらの障害に関する報告書及びその復旧に関する報告書を含むものをいう。

6. 電磁的方法による記録

規則第12条第4項に規定する「電磁的方法による記録に係る記録媒体」による保存とは、以下のいずれかの要件を満たす方法による保存をいう。

ア 当該記録媒体の内容を表示することができるように、電子計算機その他の機器、オペレーティングシステム及びアプリケーションを維持・保存しておくこと。特に、電子計算機その他の機器、オペレーティングシステム及びアプリケーションを更新する場合は、当該記録媒体との互換性を確保すること等により、表示不能を生じさせないこと。

イ 当該記録媒体の利用が困難になることが予想される等の場合には、別種の記録媒体に複写したものを保存することを妨げない。ただし、その際、保存内容の完全性及び機密性を損なわないための十分な配慮がなされていること。